

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和5年1月31日

長野市監査委員	西	島	勉
同	榊	原	剛
同	小	泉	栄正
同	西	沢	利一

措置の通知書

令和4年度 定期監査（4監査第42号）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 収入事務について【重点項目】</b>  <b>(1) 徴収事務を適正に行うべきもの</b>  <b>（報告書2ページ）</b></p> <p>朝陽公民館使用料（本館講義室南北）4月10日夜間使用分について、市立公民館条例の別表3に定めるところにより徴収すべきところ、講義室の面積区分を誤って使用料を算定したため200円の過大徴収となっていた。  金額の計算に当たっては、複数人による確認を徹底し、条例に基づき、適正な徴収事務を行われたい。  （朝陽公民館）</p> <p><b>2 契約事務について【重点項目】</b>  <b>(1) 契約締結を適正に行うべきもの</b>  <b>（報告書2ページ）</b></p> <p>イ 中部公民館本館貯水槽清掃点検業務委託及び柳原総合市民センター飲料水貯水槽清掃点検業務委託について、令和3年1月22日付け契約課長通知では、再委託できない業務とは「業務の全部を一括して再委託すること」と明確にしており、その旨を仕様書等で記載することとされていたが記載されないまま契約し、全部が再委託となっていた。  仕様書等に記載し、契約条件を明確にすることで適正な契約事務を行われたい。  （中部公民館）  （柳原交流センター）</p> <p><b>5 その他の事務について（物品管理について）</b>  <b>(1) 預金通帳と届出印等の管理を適切に行うべきもの</b>  <b>（報告書4ページ）</b></p> <p>資金前渡口座通帳と届出印（公印）を同じ場所で保管・管理していた。  預金通帳と届出印は、別の場所で保管・管理するとともに、現金の引き出しの際は複数人による確認を行うよう徹底されたい。  （中部公民館）</p>	<p>公民館使用料の徴収事務について、事務室内に朝陽公民館の貸室毎の有料使用料を記載した早見表を掲示しており、今回その早見表に記載されていた金額が誤っていたことによる徴収ミスが原因であった。監査委員事務局から資料の提出を求められた時点（令和4年4月26日）で条例と照らし合わせ職員全員で確認して早見表を訂正するとともに、有料使用の申出があった際には、複数人で金額の確認を行うよう窓口事務について再度徹底することで改善を図った。  なお、過大徴収分については、令和4年度中に返還処理を完了することとする。  （朝陽公民館）</p> <p>中部公民館本館貯水槽清掃点検業務委託については、業務の再委託について、仕様書に「受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」旨を明記した。  （中部公民館）</p> <p>柳原総合市民センター飲料水貯水槽清掃点検業務委託について、仕様書に記載する契約条件の中に、再委託できない業務として「業務の全部を一括して再委託すること」を記載し、契約することとした。  （柳原交流センター）</p> <p>預金通帳と届出印は、別の場所で保管・管理するとともに、現金の引き出しの際は複数人による確認を行うよう改めて館内で徹底した。  （中部公民館）</p>